

酒 類 製 造 休 止  
 酒 母 販 売 業 開 始 (異 動) 申 告 書  
 も ろ み

収受印

整理番号	※
------	---

平成 年 月 日  税務署長 殿	申 告 者	(住所) 〒	(電話)	局 番
		(氏名又は名称及び代表者氏名)		

酒税法第47条第1項・第3項 製造を休止する（申告事項に異動が生じた）ので  
 の規定により、  
 酒税法施行令第53条第4項・第54条 販売業を開始（休止）したので  
 下記のとおり申告します。

記

製造場（販売場） の所在地	
休止（開始）する 酒類等及び業態	
休止する期間又は 開始期日	
休止の理由	
摘 要	

## 酒類・酒母・もろみ 製造・販売業 休止・開始（異動）申告書の記載要領

- 1 この申告書は、次のいずれかに該当する場合に使用してください。
  - (1) 酒類製造者又は酒母若しくはもろみの製造者が、酒類の種類・品目、酒母、もろみの区分ごとに一年以上製造を休止しようとするとき。
  - (2) (1)の申告をした製造者が申告した事項につき異動が生じたとき。
  - (3) 酒類販売業者が、その販売業を休止したとき又は休止後再び営業を開始したとき。
  - (4) 酒類販売（媒介）業者が、その販売施設・設備等を取得し、販売（媒介）業を開始したとき。
- 2 酒類、酒母、もろみ、製造、販売業、休止及び開始のうち不要の文字を二重線で抹消してください。
- 3 販売施設・設備等を取得し、販売（媒介）業を開始した者は、「休止する期間又は開始期日」欄に、免許取得年月日を記載してください。
- 4 「整理番号」欄は記載しないでください。